

議員提出議案第 1 号

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

提出者 豊島区議会議員

藤 澤 愛 子	磯 一 昭
根 岸 光 洋	島 村 高 彦
川 瀬 さなえ	塚 田 ひさこ
細 川 正 博	中澤 まさゆき
小 林 ひろみ	森 とおる
林 二 葉	泉 谷 つよし

豊島区議会議長 芳 賀 竜 朗 様

豊島区議会委員会条例の一部を改正する条例

豊島区議会委員会条例（昭和 3 9 年豊島区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合には」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは」に、「オンライン」を「オンラインによる方法」に改め、同条第 2 項及び第 4 項中「オンライン」を「オンラインによる方法」に改める。

第 1 7 条第 1 項ただし書中「オンライン」を「オンラインによる方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法を活用した委員会を開会することができるように、委員会の開会方法の特例に係る規定を改めるため、本案を提出いたします。